

## 天下の険・箱根の関所

●箱根の関所は、本来は幕府が大名や武士を取り締まる目的で設置したものであったが、いつしか百姓・町人にまでおよぶことになった。俗に「入り鉄砲に出女」といい、関東への武器・武具の搬入を禁じ、江戸屋敷に住む大名の妻女の脱走を防止するのが、箱根の関所の役割であった。

箱根の関所のほか、裏関所として仙石原関所、矢倉沢関所、根府川関所があり、その関所に詰める役人は、すべて小田原藩の藩士であった。

箱根関所……番頭一名、横目付一名、定番三名、侍一名、足軽・小頭十五名。

仙石原関所…箱根の裏街道を取り締まった。

矢倉沢関所…番頭一名、定番二名、足軽一名、中間一名。足柄越え街道取り締る。

根府川関所…熱海街道を取り締まる。

## ●往来切手（道中手形）と関所手形

弥次さん喜多さんが東海道を旅行するには、往来切手と関所手形が必要。往来切手はいわば「身分証明書」で、各人一枚に発行される。関所手形は通行許可書で、これは関所ごとに同行者を一括して一枚ずつ発行した。発行者は町人・百姓は町役人か檀那寺である。武士は家老職である。

箱根関所は厳しく恐い関所と思われているが、厳しく取り調べるのは武家の妻女や手負人・死人などで、死人は証文がなければ絶対通過させなかった。前髪の若衆は必ず前を捲らせて男性と確認した。武家の妻女などは予め関所近くの茶屋に取り成しをたのみ、取り調べの女に金銭を握らせて、簡単な調べで通過できるようにした。

どこの関所でも関所手形が必要だが、無くても通行できる者がいた。遊芸人や相撲取りである。芸人ならば芸を見せた。とくに歓迎されたのが講釈師で、関所役人は座敷へ招き入れて一席聞き入ったという。

関所では馬一頭の通過にも手形必要で、そのさい馬の口取りは馬に付属するものとして扱われた。大名行列も荷物もみな手形が必要であった。

## 越すに越されぬ大井川

東海道五十三次の道中のうち、最大の難所が「大井川の川越し」であった。徳川幕府は軍事上の目的から大井川の架橋と渡し船を禁じ、川越しはすべて川越人足によって行なわせた。このため、道中奉行の管轄下におき、実際の業務は川会所に担当させた。川会所では、川止め、川明け、水の増減などを毎日、島田陣屋へ報告し、陣屋では宿継ぎの至急便で、江戸の道中奉行に報せることになっていた。

川会所には、取締・川庄屋などが詰め、川越人足に指図した。川越人足は島田宿では六百五十名ほどおり、十組に分かれて、それぞれの番宿に所属していた。対岸の金谷宿もほぼ同じくらいの人数だった。



## ●待川越えの実力

川越人足の中には、「待川越え」と呼ばれる者が島田・金谷の双方に十四名づついた。いずれも水練の達者で、人足の親方というべき実力者だった。かれらの主な職務は、

- 一、御状箱（将軍御用の通信）の伝達
- 二、川止め、川明け、および越立場（川越しをする場所）の決定
- 三、水上の見張り

であったが、なかでも将軍の御状箱は名誉の仕事で、待川越の大きな誇りでもあった。これは増水して川止めの場合でも決行した。滔々と流れる濁流の中を、赤銅色に日焼けした壮漢が抜き手を切って泳ぎ渡るさまは、さぞや勇壮であったにちがいない。

川止め、川明けの決定は、旅行者にとっても宿場にとっても重大な関心事だが、これは島田・金谷の待川越え同士が互いに合図などで相談して決めた。この決定には、どんな身分の者でも従わざるを得なかった。したがって、川越しの事実上の実権は、この待川越えに握られいたといつてよい。

て

## ●川越し賃はいくらか？

大井川の川越し賃は、その日の川の水量によって決まった。例えば一人が肩車で渡るとすれば、水が人足の股下通りなら四十八文、帯下通りなら五十二文、帯上通りなら六十八文、脇下通りなら七十八文、乳通りなら九十八文となっていた。それ以上の水量は川止めとなる。川越し賃は現金渡しでなく、川札を川会所で購入して、それを人足に支払った。

肩車越しがいちばん安い渡し賃だが、連台越しとなるとずいぶん高くなる。一人で連台越しをすると、担ぎ手四人と連台の借り賃二人分、川札六枚分を支払うことになる。連台には高欄の付きのものがあつた、その種類も等級があつた。

大名の連台越しとなると、担ぎ手が十六人のほか、水勢を弱める為待川越八人が上流につき、定紋を染め抜いた旗をかかげる旗持ちが先頭に立つという、じつに大がかりなものであつた。そのため、参勤交代で往来する諸大名はたいそうな出費を強いられた。

文化二年の記録によれば、長州公（毛利家）の行列の総費用は六十両余となっている。薩摩藩では八十両から百両ちかくの費用を要したという。なにしろ、一回の川越しにこれほど費用がかかつては、大名行列も楽ではなかつたろう。

## ●川越しの無料サービス

大井川は、越立場（川越しの場所）以外を勝手に渡ることはできなかつた。これは「回り越し」といって、見つければ厳罰に処された。では、川越し賃のない者はどうしたかという、無賃の「棒渡し」で川越しをした。川越人足が両端をもつた杉の丸太に、すがりついて渡してもらうのである。この場合、水勢に押されて流される者があつても、原則として救助はしないことになつていた。

無賃渡河を許されていたのは、相撲取り、巡礼、猿回し、越後獅子、下級芸人などであつた。なかでも相撲取りは特別で、勝手に一人で渡つてもよかつた。これは川越人足が相撲取りと同じ裸稼業というところから、敬意をはらつたのだ。かれらは腰に「浪千鳥」や「雲龍」の二重まわしを締め、互いに「川越取り」と呼び合つた。天下の相撲取りと同じだといった気負いがあつたからだろう。



## 参勤交代のあれこれ

●参勤交代で大名は一年ごとに、領国と江戸を往復した。この制度の目的は諸大名（とくに外様大名）の財力消費の為であったといわれるが、一面、参勤交代が街道の整備や宿駅の発展を推進したともいえる。街道の整備は、本陣・脇本陣・問屋場を備えた宿場の発展をもたらし、人々の通行を安全で容易なものとした。参勤交代によって、江戸や京の文化が地方に伝播され、地方の物産が街道を行き来するという経済波及をもたらした。

たしかに大名の経済負担は大きかった。江戸中期をすぎる頃になると、どこの大名も台所事情が苦しく、参勤交代の旅は「七つ立ち」に「六つ泊り」が多くなる。つまり、朝の午前四時に出発し、宿場に入るのが午後六時という強行軍である。なるべく宿泊を減らして費用の節約をしたのである。

●大名行列は「下に、下に」とゆったりと歩行したのではなく、街道では案外歩行は早かった。威儀を正して行列したのは、お国入り（領国）や城下町を通過する時である。

参勤交代の家臣たちには非番もあった。非番の侍は親戚に寄ったり、街道沿いの茶屋で一休みしたり、名所古跡を見物したりした。

●大名は宿場の本陣に泊まる。十万石以上の大名は、料理道具・寝具・風呂桶を持参していた。むろん、料理人もいた。が、小大名ではそんなゆとりはないので、本陣の食事を摂った。本陣・脇本陣は規定の宿泊費だったから、他の宿より安かった。

### ●参勤交代の旅費がないと幕府を脅した伊達重村

伊達六十二万石七代藩主の重村は、江戸から仙台まで九十一里を帰国する旅費がないとあって、「帰国の旅費不如意の為、野営（陣）をして帰国したい。千住を過ぎて野営を張り、鉄砲に火縄を点じて、鴻雁を撃って糧食にせん」と幕府に届け出た。驚いた幕府は帰国旅費を出したという。大大名だから幕府を脅せたので、小大名はこうはゆかない。

伊達家でさえ、参勤交代の費用が工面できなかったのだから、ほかの大名も四苦八苦の状態、中には宿泊費が支払えず、立往生する大名もいた。

### ●大名行列の先乗りの苦勞

参勤交代で大名が宿泊する本陣には、大名の宿割り（先行隊）が数日前にやってきて、予約交渉を行なう。大大名は人数も多いし、家臣の身分格式によって部屋割りを決めなければならないから、宿割りの役目は神経をすり減らしたという。

先約者があればそれを取り消しできるかどうか、宿割りの外交手腕である。

宿泊の本陣には大名の定紋入りの幕を張り巡らし、大名の名と宿泊日を書いた宿札を立てた。御関札ともいう。立てる場所は国持大名以上は宿場の両入口と本陣前、矢来を結んで立てる。大名の関札は木札、それ以下（旗本等）は奉書であった。



## 庶民の旅行ブーム

### ●五街道とは？

- 東海道 品川から京まで（品川から守口まで）  
中仙道 板橋から京まで（板橋から守山まで）  
甲州街道 新宿から下諏訪まで（上高井戸から上諏訪まで）  
日光街道 千住から日光御山まで（千住から鉢石まで）  
奥州街道 千住から菅館まで（白沢から白川まで）  
何処から何処までは、時代によって違うことがある。

### ●宿場と旅籠賃

それぞれの街道の宿場には旅籠が軒をならべ、客引きにしのごを削る。旅籠も上級なのは一泊二食付きで二百五十文、中級で二百文から百八十文、下級で百五十文から百三十文ほどだった。これも一定したものでなく、合部屋とか詰込みの雑魚寝などもあり、宿場の混み方で違っていらしい。

弥次・喜多の二人が泊まったのは百八十文から二百文の旅籠で、合部屋が多かった。宿泊は一夜泊りが原則で、二日以上逗留は病気やけがなどの理由がなくてはならない。

宿には食事を自分で煮炊きする「きちん宿」があった。これは煮炊きに使う木賃代を意味し、安い値段で泊まれた。旅なれた小商人や下級芸人が利用した。ほかに旅人宿・商人宿といった安い旅籠もあった。今のビジネスホテルである。

### ●団体旅行の添乗員は江戸時代にあった。

いったいに日本人の団体旅行は江戸時代から盛んで、伊勢講、富士講、大山詣など神社仏閣の参詣を目的とした多くの団体旅行が行なわれた。講中の指定宿もあって「〇〇講」「△△講」の看板を掲げて、団体さんを歓迎した。伊勢参りには「御師」といって、案内者が引率した。御師は宿泊の予約から参拝まで世話をやいた。今日の旅行会社の添乗員である。大山詣は、両国橋の東で水垢離を取り、団体で参詣したが、あまり上等な人はやらなかった。中流以下の者、やくざ、貧乏人が多かった。これは山伏が案内者であった。

### ●旅の楽しみ・飯盛女

旅行案内書にも道中記にも不思議に遊女や飯盛女の記述は詳しい。

東海道では、品川、府中（駿府）、吉田、岡崎では遊廓を置くことを認めていたが、ほかの宿場は許可しなかった。しかし、飯盛女という名目で抱えることを認めていた。最初は旅籠一軒に二名を許可したが、これでは需要と供給のバランスがとれない、どの旅籠でもそんな規則は守らなかった。

値段表を見ると、だいたい上級が五百文、並が三百文が相場だった。府中の遊廓では遊女揚げ代が一分二朱（千五百文）だから、飯盛女よりずいぶん高くなる。

舞坂の宿では「飯盛女はいないが、宿の給仕女や娘などもそうだんできるよし」などと評判記にある。



●官費で六度の大旅行した遠山の金さんの親父

遠山の金さんの父親の景晋（かげみち）は、通称を金四郎といい、左衛門尉を称した。いれずみ奉行の金さんも同じく金四郎、左衛門尉で、名は景元（かげもと）である。

景晋は宝暦二年（1752）に永井筑前守直令（一千石）の四男に生まれ、明和四年（1767）に遠山家（五百石）へ養子に入った。景晋は三十五歳で家督を相続し、三十六歳のとき御小姓組入りした。

景晋は昌平饗では太田南畝と共に首席を占めた秀才だった。彼は寛政十一年二月、蝦夷地取締御用を命じられ、同年三月から九月まで東蝦夷踏査の旅に出る。これを嚆矢にして生涯六度の大旅行を行い、それぞれの道中記を書き残した。

『未曾有記』 東蝦夷踏査旅行の日記。寛政十一年三月二十日出発、九月十四日江戸へ帰着。

『続未曾有記』 長崎へ来航したロシア使節を退去させる為、長崎に往復した道中記。文化二年（1805）一月出発、五月八日江戸帰着。

『未曾有後記』 西蝦夷踏査旅行の記。文化二年閏八月出発、宗谷岬に到着。石狩川を遡上して東海岸へ出、箱館へ戻る。文化三年八月十二日江戸帰着。

『続未曾有後記』 北辺防備監察の為に蝦夷地へ、帰途は八戸以南の太平洋沿海を南下し鹿島灘に到る踏査記。文化四年六月十七日出発、九月二十二日帰着。

『津志満日記』 「続々未曾有記」ともいう。朝鮮礼聘使（れいへいし）の交渉を対馬で行なう為往復した旅行記。文化六年二月出発、十月五日江戸帰着。

『続々未曾有記』 文化八年五月に対馬で行なわれた朝鮮礼聘の儀に参加した旅行記。文化八年二月十一日出発、九月三日帰着。

以上六回の遠山景晋の長途の旅行は、すべて幕府命令の出張旅行で、うち四回は海防策に関係し、二回は朝鮮礼聘使関係である。景晋は六回の公務旅行で、一度もトラブルを起こしていない。部下の中からも怪我人や病人を出したという記事もない。よほど自己に対しても、部下に対しても人間管理の達人だったのだろう。

ちなみに、遠山景晋の昇進過程は次のとおり。

天明七年一月 御小姓組御番入り

寛政十二年一月 御徒頭

享和二年三月 御目付

文化九年二月 長崎奉行

文化十三年七月 作事奉行

文政二年九月 御勘定奉行（公事方）

文政三年六月 ” （御勝手方）

文政十二年二月 辞職す



## ●ある武芸者の武者修行日記

幕末、佐賀藩の一青年剣士の諸国武者修業の旅日記である。筆者は牟田文之助高惇。かれは宮本武蔵の流れをくむ二刀流の剣法・鉄人流の遣い手であった。藩では彼の剣才を認め、二十四歳の時、剣術修業のために二十年の諸国廻歴を命じた。

嘉永六年九月二十七日、佐賀城下を出発し、久留米、豊後日田、豊前中津をへて下関へ渡り、長府、萩城下へ。各地で試合するも格別の遣い手にいなかったと日記に記す。周防の徳山、岩国の各城下でも試合を重ねて山陽道を上っていく。

大坂の藩屋敷で一日休息をとり、大坂城や町中を見物している。当時は金一両が六貫文(六千文)で諸物価が高騰していた。大坂から伏見までの舟賃が四百二十四文だった。

牟田は東海道を下り、伊勢の津藩、三河吉田、浜松藩、掛川藩などで試合し、江戸に入った。江戸では、嘉永六年十二月から七年四月まで滞在し、斎藤弥九郎の知遇を得たり、明智流の桃井道場などで試合した。嘉永七年は安永元年と改暦。

安永元年四月、江戸を立って佐倉藩、笠間藩をへて水戸へ。水戸の弘道館で藩士七十人と手合せし、二刀流が珍しがられてどこでも歓迎を受けた。水戸から磐城、平、相馬の各藩をへて、仙台に着く。相馬では「相馬の野馬追祭」を見物している。

仙台から南部領(岩手)、津軽領(青森)をへて、蝦夷の松前まで行く予定だったが、アメリカ船隊が箱館に上陸し、騒動が起っていると風聞が入り、蝦夷行きを断念し、国見峠を越えて秋田領に入る。秋田領に入るさい、番所で入国切手十五文を取られる。

秋田領を出るときは出切手五十文を払わされた。入国に十五文、出国に五十文とは、大藩にあるまじき政道だと憤慨したが、悶着を起こすのもどうかと考えて支払っている。

本庄城下では軍書講釈(講談)を八十文で聞きに行っている。この辺りでは一里が四十八丁で、仙台領は一里が六丁で計算し、一里三十六丁の規定は通用していない。

六月二十六日、荘内領を出て越後に入り、村上城下に到着。村上藩の家中から好遇されて五十日ばかり滞在した。かれは一日、四十人、五十人を相手にしているが、これは牟田一人ではなく、同行の石川大五郎と手分けして立合っていた。石川は剣術修業の上田藩士で、意気投合して同行していた。

●武者修業者の心得というものがあり、諸藩の藩士と手合せする場合には適当に手を抜いて、時にはわざと負けたりし、相手を喜ばせるようにする。そうすれば相手は意趣を抱かないし、ご馳走など手厚い歓待もしてくれる。出立には餞別もくれる。

だが、越後の郷士らと試合した時は、一同をこっぴどく痛めつけ、彼らの師匠である本庄藩士の源間龍尾まで容赦なく打ちのめしてしまった。郷士らが増長するといけないからというのが理由だった。

村上を出立し、新発田、村松、新潟と進み、ここで石川と分かれ、一人旅となって会津領に入った。会津日新館で試合を申し込んだが断られ、白河城下へ入り、家中の数十人と稽古した。さらに宇都宮、日光、武蔵の越谷宿をへて、江戸藩邸に戻った。

●江戸では、千葉道場を訪ねたが「千葉の小天狗」と評判の千葉栄次郎はなんののかのと理由をつけて立合わなかった。選抜した十二人と立合ったが、みな大した腕前ではなかった。「流石の千葉も世上の風説とは相違、千に一にもこれ無く…」と、その感慨を日記に述べている。